

(そー 1 3) 水管橋塗装改良 (塗替) 工事 (余フ)

仕様書

令和8年度

甲府市上下水道局

仕 様 書

甲府市令和5年度版『土木工事共通仕様書』及びこれに基づく山梨県県土整備部監修『建設工事必携』によること。
また、これに特に定めのない事項については、日本水道協会発行「水道工事標準仕様書」によるものとする。

工程計画を綿密に立て工期内完成を厳守すること。また、工事中途において諸問題が発生したときは、早期に監督員と協議し指示を受けること。

土木工事写真管理基準に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書及び工事に関する注意事項に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の納品方法については、甲府市建設工事写真電子納品要領によるものとする。
2. これに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

協議及び承諾に関する特記仕様

1. 設計内容に係る物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、請負者の責任により行うこと。

施工上の注意に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。
2. 請負者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等と立ち会い、施工方法・施工時期等を説明しトラブルの無いよう施工を行うこととする。

段階確認等に関する特記仕様

段階確認にあたり、請負者は土木工事共通仕様書及び水道工事標準仕様書 によるほか、次のものとする。

1. 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成する。なお、監督員の指示により施工計画書に含めて提出しなければならない。
2. 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提出しなければならない。

工事カルテに関する特記仕様

受注者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認(機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入)を受けたうえ、(財)日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内(土・日曜日及び祝日等を除く)とする。
- ② 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内(土・日曜日及び祝日等を除く)に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- ④ 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

高度技術・創意工夫・社会性等実施状況に関する特記仕様

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。また、実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

「保険の付保及び事故の補償」に関する特記仕様

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
2. 請負者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出ること。
3. 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。

「法定外の労災保険の付保」に関する特記仕様

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

建設副産物処理に関する特記仕様

1. 建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生する廃プラスチック類等は、廃棄物処理法に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処理すること。また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出するとともに、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

2. 建設廃棄物の処理方法

中間処理許可業者への委託処理

3. 建設廃棄物の運搬距離(参考)

廃プラスチック類 29km

4. その他

- ① 工事請負後、速やかに施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
- ③ 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、監督員の求めに応じて提示すること。
- ④ 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
- ⑤ この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
- ⑥ この特記仕様書によりがたい場合または、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。

5. 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD、DVD、FD等)により監督員に提出するものとする。

なお、入力した電子データは自社で5年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。

URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

使用材料等に関する特記仕様

1. 甲府市上下水道局が使用承認した機材を使用すること。
2. 上記以外のもので、現場の形状寸法や構造上やむを得ず使用する場合は甲府市上下水道局の承認を得ること。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理

工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、甲府市または山梨県土木部発行「道路工事交通保安施設設置基準」(以下「設置基準」という)に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には十分留意すること。

2. 一般事項

- ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者等との協議及び保安施設類設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか工事の起終点に必要な標示板を設置する。
- ② 夜間作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
- ③ 一般車両の侵入を防ぐ必要がある場合は、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等を用いて現場を囲む。
- ④ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施す。
- ⑤ 「片側交通止め」をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。

3. 特記事項

- ① 交通制限の形態
所轄警察署、道路管理者等との協議による。
- ② 保安施設の設置時間
作業時間中は、設置基準により交通誘導員を配置する。
現場着工前2週間以上前に工事予告板を設置する。
現場着工時に基準書により、必要な安全施設を設置する。
工事終了後、現場の後片付け等、交通開放に充分安全な期間まで、保安施設を設置し、現場を管理すること。
- ③ 夜間作業を休止する時間は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、十分な照明、保安灯等を配置すること。
- ④ 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
- ⑤ 所轄警察署、地域住民、公共交通機関、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
- ⑥ 施工に先立ち作成する施工計画書または打合簿に本工事内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

4. 交通誘導員

本工事の施工に際し、現場の安全管理のために下記のとおり交通誘導員による交通誘導警備業務を実施するものとする。なお、⑤の(1)から(8)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、1級または2級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に1人以上配置すること。また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

- ① 交通誘導員の配置箇所: 荒川護岸及びサイクリングロード部(昼間施工)
- ② 交通整理の配置人数: 荒川護岸及びサイクリングロード部 昼間施工2人(内交替要員1名)
- ③ 交通整理の時間帯: 昼間施工:8:00～17:00実働9時間
- ④ 交通整理の期間: 仮設材設置・撤去時(昼間施工):概ね10日間
- ⑤ 警備員等の検定に関する規則第2条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する主要路線は次のとおりである。

(1) 国道20号: 山梨県の全域	(2) 国道52号: 山梨県の全域
(3) 国道137号: 山梨県の全域	(4) 国道138号: 山梨県の全域
(5) 国道139号: 山梨県の全域	(6) 国道140号: 山梨県の全域
(7) 国道141号: 山梨県の全域	(8) 国道358号: 山梨県の全域

安全教育・訓練等の実施に関する特記仕様

1. 安全教育・訓練等の実施
本工事の施工に際し、現場に則した安全教育・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を適宜選択し安全教育・訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオなど、視聴覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑤ その他、安全教育・訓練等として必要な事項
2. 安全教育・訓練等に関する計画書の作成
施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。
3. 安全教育・訓練等の実施状況報告
安全教育・訓練等の実施状況を写真撮影及び実施状況表、工事日誌等に記録し、工事完成時に竣工書類へ添付し監督員に報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

建設機械に関する特記仕様

1. 排出ガス対策型建設機械の使用
本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日までに装着したものに限る。)を使用するものとする。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。
また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベアスマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの〔油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機〕) ・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上272kW以下)を搭載した建設機械に限る。

2. 低騒音型建設機械の使用
本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改定 昭和62年3月30日付建設省経機発第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日付建設省告示第1536号 最終改定 平成13年4月9日付建設省告示第487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。
ただし、これにより難い場合は、その事由を証明する書類を提出の上、監督員と協議すること。
また、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

1. 下請施工体系図の作成及び提出
「甲府市暴力団排除条例」の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

余裕期間制度の適用に関する特記仕様

1. 主任技術者等の専任期間
 - ① 契約締切日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の設置を要しない。
 - ② 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に関する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - ③ 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認したうえ、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。
2. 工期
 - ① 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（フレックス方式）を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間の終期とすることができる限度の日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。
なお、余裕期間を設定する場合は、契約日に工事の始期を発注者に工事開始日設定通知書により通知しなければならない。
なお、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合については監督員と協議すること。
 - ② 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年8月20日から令和9年3月18日まで
工事開始日：令和8年8月20日から令和8年10月19日の間で受注者が選択する日
※契約時に工事開始日設定通知書の通知がない場合は、余裕期間を設定できない。
※余裕期間選定後の余裕期間の変更については、選定した工事開始日の7日前までであれば、変更理由が記載された工事打合簿により変更協議可能とする。
なお、低入札価格調査等により、必要とした日数を余裕期間から控除する。また、調査等により工事の始期予定日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
3. 工事カルテ（CORINS）への登録
主任または、監理技術者の従事期間は、実工期間をもって登録するものとする。
（着手前に余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

工事の現場環境改善費に関する特記仕様

1. 受注者は、本工事において「甲府市土木工事における現場環境改善実施要領」に基づく現場環境改善を実施することができる。
2. 実施を希望する場合、事前に実施内容等を工事打合せ簿により協議するものとし、実施した内容は設計変更の対象とする。
3. なお、率計上分による現場環境改善を実施しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策」を単独で実施することができるものとする。

熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様

1. この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行できる工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに工事打合せ簿により、補正の試行の希望を記載し、監督員へ提出すること。
3. 試行にあたっては、「甲府市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

週休2日制適用工事に関する特記仕様

1. 本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。
2. 週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。
3. 取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事実施要綱」による。

塗装工事に関する特記仕様

第1章 総則

1-1 適用範囲

範囲は配水管本体、トラス部及びリングサポート、歩行防止柵等の付属設備とする。

1-2 関連示方書及び基準

工事の施工にあたっては、本仕様書、設計書及び図面に基づくほか、次の示方書及び基準によるものとする。

- 1) 日本産業規格（J I S）
- 2) 水管橋外面防食基準（W S P）
- 3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- 4) 鉛中毒予防規則
- 5) 山梨県土木工事共通仕様書

1-3 疑義に関する協議

本仕様書及び図面等に明示していない事項、又は疑義を生じた場合は、協議によって決定する。なお、協議が決定しないときは、局の解釈によるものとする。

1-4 法令等の遵守

工事施工にあたっては、関係法令規則等を遵守し、特に事故等が発生しないよう注意するものとする。

1-5 官公署への手続き

工事の施工に必要な関係官公署への手続きは、あらかじめ監督員と協議し着手に先立ち申請する。なお、申請の結果については、速やかに報告するものとする。

1-6 保安設備

工事施工に際しては、法令等に基づく必要な諸般の措置を行い、危険防止のため万全の対策を講じるものとする。

1-7 災害対策

工事施工中の災害等不測の事態に対応できるよう請負者の負担において、万全な措置を講じるものとする。

第2章 使用材料

本工事に使用する材料は、全て日本産業規格に適合したものとする。

また、各塗料が塗装施工計画書に適合する塗料であることを確認し、塗料の品質は原則として塗料製造者が各ロットごと社内検査を行った検査成績書により判定する。

第3章 施工

3-1 一般事項

- 1) 本工事に従事する作業員は、塗装工事に対し十分な経験を有する熟練者が行うこと。
- 2) 塗装にあたっては、水管橋外面防食基準W S P-009に準拠して行うこと。

3-2 塗装条件

塗装は原則として下記の場合に行わない。ただし、局監督員が特に支障がないと認めたときはこの限りでないものとする。

- 1) 気温が5℃以下のとき
- 2) 湿度が85%以上のとき
- 3) 被塗面が結露する恐れがあるとき
- 4) 塗料の乾燥前に降雨雪またはその恐れがあるとき
- 5) 強風などでほこりが多いとき
- 6) 炎天下で直射日光に曝されているとき
- 7) 被塗面が湿気をおびているとき

3-3 塗装塗替

- 1) 本水管橋は、既存の塗膜が鉛を含んでいることから、施工時に鉛等有害物質の飛散を防止するため、既存塗膜の剥離方法は塗膜剥離剤を用いたものとする。
- 2) 既存塗膜の剥離作業を行う際は、適切な安全対策を講ずるものとし、その安全対策の内容については施工計画書に記載すること。
- 3) 塗膜くず、残材については、受注者において、法令等に基づいた適切な処分を行うこと。

- 4) 塗料の色は施工に先立って監督員に報告し、承諾を得ること。
- 5) 塗装工事終了後、塗装年月・塗装工事施工業者・塗料材質・塗料製造メーカー等を記載した塗装記録を塗膜との密着性や屋外暴露性に優れることが確認されたマーキングフィルムなどで表示すること。

3－4 その他留意事項

- 1) 本水管橋の塗装にあたっては、処理した旧塗膜及び塗料が河川等に飛散しないよう防護する等、十分注意をはらうこと。
- 2) 塗装用足場は、労働安全衛生法に基づいて適切な足場を架設し作業者の安全を図るとともに、第三者災害も起こさないよう防護設備を施すこと。
- 3) 密閉養生下での作業においては、酸素濃度等を作業開始前と作業中常時測定調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずること。